

市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務
公募型プロポーザル実施要領

上尾市子ども未来部保育課

1.業務の目的

子どもたちが保育の中で、歌や遊びを通して、楽しみながら英語に触れることを目的とする。

2.業務の概要

(1) 件名

市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務（長期継続契約）

(2) 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、派遣の期間は令和6年10月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 内容

「市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務仕様書及び特記仕様書」のとおり。

(4) 契約上限額

19,979,795円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

ただし令和6年度の支払い限度額は3,995,959円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

3.提出書類等

| 書類番号 | 名称 | 提出期限 |
|-------|----------------------|---|
| (1) | 質問書 | 令和6年5月28日(火)午前9時から 令和6年6月7日(金)午後5時まで |
| (2) | 公募型プロポーザル方式参加 表明書 | 令和6年6月18日(火)午後5時まで |
| (3) | 業務実績調書 | |
| (4-1) | 提案書(正本表紙) | 令和6年7月4日(木)午後5時まで |
| (4-2) | 提案書(副本表紙) | |
| (5) | 業務実施体制に関する調書 | |
| (6) | 提案書の開示に係る意向申出 書 | |
| (7-1) | 見積書 | |
| (7-2) | 見積金額内訳書 | |

4.選定スケジュール(予定)

| 内 容 | 期 間 等 |
|-----------|---|
| 公募日 | 令和6年5月28日(火) |
| 質問の受付期間 | 令和6年5月28日(火)午前9時から 令和6年6月7日(金)午後5時まで |
| 質問の回答期限 | 令和6年6月12日(水)午後5時 |
| 参加表明書の提出 | 令和6年6月18日(火)午後5時まで |
| 提案書の提出 | 令和6年7月4日(木)午後5時まで |
| プレゼンテーション | 令和6年7月18日(木) |
| 評価結果通知 | 令和6年7月30日(火) |
| 評価結果の公表 | 令和6年7月30日(火) |
| 契約締結 | 令和6年8月上旬 |

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

5. 実施要領、申請書類等の配布

- (1) 配布開始日：令和6年5月28日(火)
- (2) 配布方法

市ホームページ URL：<https://www.city.ageo.lg.jp/page/369620.html>

※印刷物での配布は行わない。市ホームページからダウンロードすること。

6.担当部署

上尾市 子ども未来部 保育課 (担当：和久津・高野)

所在地：〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電 話：048-775-5044(直通)

Eメール：s172300@city.ageo.lg.jp

7.参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 令和5・6年度上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・ 上尾市契約規則第 15 条（第 29 条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 6 年 7 月 26 日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年 8 月 9 日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 236 条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 191 条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
- ・ 本プロポーザル方式業務に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。

(3) 過去 5 年間（平成 31 年度～令和 5 年度）に、未就学児または小学校低学年を対象に同等業務を契約し、完了した実績があること。

8. 質問

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 28 日（火）午前 9 時～令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時

(2) 質問方法

『書類番号(1)質問書』に必要事項を記載し、電子メールにて「6. 担当部署」へ提出してください。

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を『市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務プロポーザル質問（事業者名）』とし、メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

※電子メールを送信する際は、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の

処理を実施し、送信してください。

(3) 回答

質問事項とその回答について、令和6年6月12日（水）午後5時までに、市ホームページに掲載します。

9.参加申込み

(1) 参加表明書の提出

- ①提出期限：令和6年6月18日（火）午後5時まで（必着）
- ②提出場所：「6. 担当部署」
- ③提出方法：電子データ（「6. 担当部署」メールアドレスに送信のうえ、電話連絡を行う。）
- ④提出書類：『書類番号(2)公募型プロポーザル方式参加表明書』
『書類番号(3)業務実績調書』（受注実績に係る契約書（表紙）の写し及び該当業務を完了したことがわかる書類の写しを添付）

(2) その他

- ・提出期間内に提出書類の提出がない場合は、本プロポーザル方式への参加は認められません。
- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』を令和6年6月25日（火）までに送付します。
- ・『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』により、提案者を区別する提案者番号をお知らせします。

10.提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に持参又は郵送により、「6. 担当部署」へ提出してください。

(1) 提出書類

| | 書類番号 | 名称 | 提出形態 提出方法 |
|-----------|-------|--------------|---|
| 提案書 正本 | (4-1) | 提案書（正本表紙） | 紙1部 持参（平日の午前9時から午後5時まで）または郵送（7月4日（木）午後5時必着） ※持参の場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。 |
| | 任意書式 | 提案書本体 | |
| | (5) | 業務実施体制に関する調書 | |

| | | | |
|-----------|-------|----------------|---|
| 提案書 副本 | (4-2) | 提案書（副本表紙） | 電子データ 担当部署メールアドレスに送信 ※容量が大きく送信が困難な場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。 |
| | 任意書式 | 提案書本体 | |
| | (5) | 実施体制等に関する書類 | |
| その他 | (6) | 提案書の開示に係る意向申出書 | 紙1部 持参（平日の午前9時から午後5時まで）または郵送（7月4日（木）午後5時必着） ※持参の場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。 |
| | (7-1) | 見積書 | |
| | (7-2) | 見積金額内訳書 | |

※上記書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 提出期限

令和6年7月4日（木）午後5時まで

※持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に連絡してください。

※郵送の場合は、令和6年7月4日(木)午後5時必着とします。

(3) 提案書の作成について

本要領及び「市立保育所英語体験外国人指導員派遣業務仕様書及び特記仕様書」に基づき、評価基準に示す評価項目に沿って提案書を作成してください。

① 提案内容

以下の（i）～（vi）の内容を含めた提案書を作成してください。

（i）企業理念

- ・企業理念が分かるもの

（ii）業務体制

- ・事務所の住所がわかるもの
- ・未就学児対応ができる外国人指導員の在籍に関する情報

（iii）業務受託実績及び決算状況

- ・令和3～5年度の埼玉県内の自治体での業務受託実績
- ・直近3年間の決算書類

（iv）上尾市の保育方針への理解

- ・市立保育所英語体験事業の目的を踏まえた、業務遂行目標

（v）外国人指導員の資質

- ・外国人指導員の採用基準がわかるもの

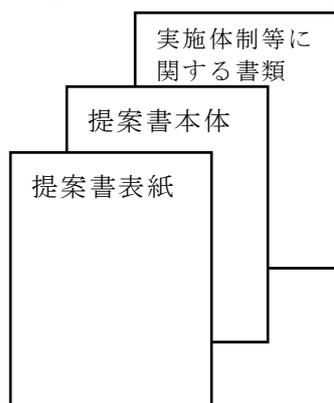
- ・外国人指導員の能力を図る基準または能力向上のためにしていることがあればそれがわかるもの
- ・直近3年間の離職率がわかるもの

(vi) 外国人指導員の管理体制

- ・外国人指導員の勤務管理方法及び業務実施報告資料作成方法についての規定がわかるもの
- ・外国人指導員の労務管理方法及びその他支援を行っていることがあればそれがわかるもの
- ・外国人指導員の労務管理（主に就労ビザ管理）及びその他法令遵守のために指導していることがあればそれがわかるもの
- ・業務実施先からの意見を反映させていればその仕組みがわかるもの

② 提案書の体裁

日本工業規格によるA4判の規格ですべて片面印刷により作成し、次の順に綴ってください。また、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等で閉じる）してください。



③ 提案書の文字サイズ、ページ数

使用する文字は、12ポイント以上のフォントサイズとしてください。

なお、各様式等のページ数の制限はありませんが、プレゼンテーションにおいて説明できる範囲のページ数としてください。

④ 提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められませんので、その点に留意して、漏れなく内容を記載してください。

⑤ 提案者情報の記載不可

提案書の副本には上尾市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副本においては、事業者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

(4) 『書類番号(6)提案書の開示に係る意向申出書』について

提案書等は、原則としてその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出してください。

(5) 『書類番号(7-1)見積書』『書類番号(7-2)見積金額内訳書』について

見積金額は、仕様書及び提案書の記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、消費税及び地方消費税に相当する額を含めない金額で記入してください。

※消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額が、契約上限額及び令和6年度支払い限度額を上回らないよう注意してください。

11.選定方法

本市が設置する評価委員会が、参加表明書の提出団体に対して下記のとおり評価を行い、契約候補者を選定します。

原則全ての団体がプレゼンテーションを実施し、契約候補者を選定します。

※参加者が1者であっても、プレゼンテーション（選定）は実施します。

なお、プレゼンテーションにおいて、評価委員の評点の平均点が90点に達しない場合は、その時点で選定されず、平均点が90点に達する提案者が1者もない場合は、再公募を行うものとします。

(1) 評価方法

次の評価基準に基づき評価を行い、選定します。

<評価基準>

| 評価項目 | 評価の観点 | 配点 |
|------|---|-----|
| 会社概要 | ・企業理念 ・業務体制 ・業務受託実績及び決算状況 ・上尾市の保育方針への理解 | 20点 |
| 活動内容 | ・年間計画（月間計画） ・活動カリキュラム及び使用媒体 ・内容の柔軟性 ・活動内容の安全性 ・効果測定の方法の提案 | 45点 |

| | | |
|-----------------|---|------|
| 外国人指導員の 資質 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人指導員の採用 ・外国人指導員の英語力・英語指導力 ・外国人指導員の研修・指導体制 ・外国人指導員の雇用予定期間及び離職率 ・派遣される外国人指導員の経験の有無 | 45点 |
| 外国人指導員の 管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人指導員の勤務管理 ・外国人指導員の労務管理 ・外国人指導員の法務管理 ・緊急時の代員派遣体制 ・保育課及び保育所との連絡体制 | 25点 |
| 事業経費 | ・満点(15点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) | 15点 |
| 合計 | | 150点 |

評価は、評価委員ごとに1社につき150点満点で採点し、合計点が最も高い者を1位とします。

ただし、活動内容または外国人指導員の資質項目のいずれかの点数が27点に満たない場合は選定されず、次に合計点が高い者が契約候補者となります。

また、同点になった場合は、活動内容と外国人指導員の資質項目の合計点が高い者を上位とします。

【順位の決定方法の例】

| | 委員① | 委員② | 委員③ | 合計点 | 最終順位 |
|----|------|------|------|------|------|
| | 評点 | 評点 | 評点 | | |
| A社 | 150点 | 105点 | 90点 | 345点 | 1位 |
| B社 | 130点 | 110点 | 100点 | 340点 | 2位 |
| C社 | 100点 | 60点 | 40点 | 200点 | 不選定 |
| D社 | 130点 | 80点 | 100点 | 310点 | 3位 |

※合計点が最も高いA社が契約候補者になります。

※C社は評価委員の評点の平均点が90点に達しないため、選定されません。

(2) プレゼンテーション

① 日時：令和6年7月18日（木）

② 会場：上尾市役所5階501会議室（上尾市役所本庁舎5階）

提案者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、令和6年6月25日（火）までに送付する『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』にて通知します。

※日程が変更になる場合は、別途連絡します。

③流れ

- ・提案書に基づき、20分程度でプレゼンテーションを行います。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答（10分程度）を行います。

④その他

- ・追加資料等の配布は禁止します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内としますが、管理責任者となる者は必ず出席してください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。その他、必要な機器は参加者が準備してください。

(3) 契約候補者の決定

プレゼンテーション実施後、評価委員会による評価を行い、プレゼンテーションに参加した全ての提案者の順位を決定します。その結果、最も最終順位の高い提案者を契約候補者とします。

また、2番目に最終順位の高い参加者を次点の契約候補者とします。

(4) 評価結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての提案者に、「公募型プロポーザル方式評価結果通知書」を通知します。

(5) その他

①失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要領に適合しない場合
- イ 「7.参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積額が契約上限額または令和6年度支払い限度額を超えている場合
- オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合
- キ 上記ア～カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、評価委員会委員長が失格であると認めた場合

②その他

評価委員会及びプレゼンテーションは非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しません。

12.結果の公表

選定結果については、令和6年7月30日（火）にホームページで公表する予定

です。

13. 契約の締結

契約候補者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行います。

14. その他留意事項

- ① 本プロポーザル方式に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。
- ③ 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属します。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、本市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 提案書の管理責任者がやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。
- ⑥ 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、提出書類の公開について判断します。
- ⑦ 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての補償等は一切行いません。